

別紙

個人情報取扱特記事項

八重瀬町（以下「発注者」という。）と受注者は、「八重瀬町ふるさと納税支援委託業務」（以下「本業務」という。）に係る個人情報の取扱について、次のとおりを締結する。

（用語の定義）

第1条 個人情報とは、八重瀬町個人情報保護条例（平成18年1月1日条例第10号）第2条第3項に規定されるものをいう。

第2条 特定個人情報とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定するものをいう。

（基本事項）

第3条 受注者は、本業務を遂行するにあたり発注者より委託を受けた個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を意識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、業務委託契約を締結するにあたって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第5条 受注者は、本業務に従事する者に対し、個人情報の適切な保護措置を講ずるための体制を整備するものとする。また、個人情報の保護及び適正管理を実施するため、従業者の教育訓練、監督を徹底するものとする。

（適正な管理）

第6条 受注者は、本業務に係る個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託契約業務に係る個人情報を委託契約業務の処理以外の目的に使用又は第三者に提供してはならない。

2 発注者は、委託契約業務を履行するために必要な範囲において、個人情報を受注者の指定する委託先に再委託することを承諾する。この場合、受注者は、発注者に対し前項において自己が負うものと同等の義務を課すものとする。

(複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、本業務を履行するに当たり必要な範囲で、個人情報を複写し、又は複製できるものとする。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その対応を協議するものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の処分)

第10条 受注者は、委託契約が終了し、又は解除されたときは、本業務にかかり発注者より委託を受けた個人情報を返還するものとする。

(損害賠償に関する事項)

第11条 発注者は、受注者がこの規約に反したことにより損害が発生したと認めるときは損害賠償の請求をすることができるものとする。

(再委託)

第12条 受注者は、発注者が許諾した場合を除き、第三者に個人情報の取り扱いを委託してはならない。